

「社債市場の活性化に関する懇談会」部会の設置について（案）

平成 22 年 6 月 22 日

社債市場の活性化に関する懇談会

1. 設 置

社債市場の活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）では、報告書「社債市場の活性化に向けて」第 2 に掲げる社債市場の活性化に向けた具体的な取組みについて検討を進めるため、次の取組みごとに部会を設置する。

- (1) 第 1 部会（証券会社の引受審査の見直し等）
- (2) 第 2 部会（コベナントの付与及び情報開示等）
- (3) 第 3 部会（社債管理のあり方等）
- (4) 第 4 部会（社債の価格情報インフラの整備等）

2. 構成・運営

- (1) 部会は、市場関係者及び有識者の委員をもって構成する。
- (2) 部会に部会長を置き、委員のうちから座長が選任する。
- (3) 委員が部会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 懇談会の委員は、部会に出席することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (6) 議事の公開その他部会の運営については、『社債市場の活性化に関する懇談会』の運営について」に準じて行う。

3. 報 告

部会における検討状況等は、適宜、懇談会に報告する。

4. 事務局

部会の事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上

「社債市場の活性化に関する懇談会」の運営について（案）

平成 21 年 7 月 16 日

社債市場の活性化に関する懇談会

「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の運営については、懇談会設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

1. 代理出席等

委員が懇談会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

2. 議事の公開

懇談会は、非公開とする。

3. 議事要旨の公表

- (1) 事務局は、懇談会終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。
- (3) 議事要旨は、発言者名を付さない形で、原則として本協会ホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、懇談会の審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他座長が必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

4. 対外公表

懇談会の内容については、必要に応じて、記者説明を行う。

5. その他

上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以 上